

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時開議

○富岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。昼一ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初ですけれども、ちょっとこれは通告がございません。大臣に一言、受けとめをお聞きしたいと思いますが、北方領土の訪問団の話であります。

北方領土へのビザなし交流の訪問団に顧問として同行した日本維新の会の丸山穂高衆議院議員の国後島の宿泊施設についての発言でございませけれども、元島民の団長に対して、いきなり、戦争でこの島を取り返すのは賛成ですか、反対ですかと切り出し、団長の方が戦争するべきではないと否定されると、戦争しないとどうしようもなくないですかというふうに畳みかけたということ、これは大きな問題になっております。

これは本当に国会議員としてあるまじき発言だと私は思いますが、大臣の受けとめをお聞きしたいと思います。

○根本国務大臣 極めて不適切な発言だと思いません。

○尾辻委員 これは、私も同様です、国会議員としてあり得ない発言であるというふうに思います。まず、自衛以外の戦争は国際法違反ですし、日本の憲法九条は、国際紛争を解決する手段として戦争放棄を定めている。憲法を守らなければいけない国会議員がこのような発言をするというのは、本当に言語道断だと思います。国会議員として失格であるということをおし上げておきたいと思えます。

それでは、質問の方に入らせていただきたいと思います。

まずは、一型糖尿病の障害年金訴訟のことについてお話をさせていただきたいというふうに思います。

九人の一型糖尿病の方が年金支給停止処分について不当であると国に支給の再開を求めていた訴訟で、四月十一日に大阪地裁で判決がありました。判決では、患者は年金支給を前提に生活設計をしており、支給停止は重大な不利益処分にあたると指摘をされています。そして、不利益処分には理由を示さなければならぬと定めた行政手続法に違反しているとして、処分を取り消しました。国は、この判決を受け入れて、控訴を断念されました。

その後、今どのようなになっているのかというこ

とをまずお聞きしたいと思えます。

○高橋政府参考人 今回の判決でございますけれども、障害の程度の認定の適否自体について判断したものではありませんで、先生御指摘のように、支給停止処分の通知書に記載した理由が十分な記載であり、行政手続法に違反するとされたものでございます。

したがいまして、今回の判決を受けまして、平成二十八年当時の障害程度の認定結果に基づきまして改めて支給停止等の処分を行いまして、障害等級二級に該当しない理由を丁寧に記載した通知書を今月十日付で発送したところでございます。

○尾辻委員 つまり、裁判所が取り消したことに付いて、再度理由を付して障害年金支給をとめた。私、これは本当にどうということなのかということを感じるわけですね。いわば、理由があればいいんでしようということだと思っております。

私も原告の方に送られたこの理由を拝見いたしました。支給停止決定通知書を見させていただきましたけれども、結局、これを読んでみると、今二級に該当しないという理由が述べられているだけで、従来二級と判断されていたものが今回はなぜ二級に該当しないのかという、この判断が変わった理由というのは書かれていないんです。

私は、これを読んだだけでは、行政手続法の、裁判所が求めた十四条一項の理由の提示にこれではならないんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○高橋政府参考人 障害年金は、支給開始後におきまして、障害の実態に見合った適切な年金を

支給するために障害の状態の審査を継続的にして
ございます。

あくまでも障害の程度の認定でございませうけれども、これは、診断書などの記載内容、検査数値ですとか日常生活状況など、その記載内容をその時点の障害認定基準に当てはめて行っているものでございまして、今回の原告の方々につきましても、平成二十八年に提出された診断書などに記載された障害の状態を障害認定基準に当てはめた結果、障害等級二級の程度に該当しないと判断されたため、障害基礎年金の支給が停止となったものでございます。

あくまでも診断書に基づいて、診断基準に照らしてそのときの認定医が判断する、こういうもので、その理由をお伝えするというものでございませう。

○尾辻委員 ちよつと私が聞いたことにお答えいただけない気がするんですけども、私はやはり、変わるんですから、変わった理由というのがあるべきだと思いますね。

ちよつと続けて聞いていきますけれども、今回原告らが、二〇一六年、平成二十八年の障害年金支給停止の理由、端的にこの理由は何だったのかということを確認しておきます。

○高橋政府参考人 二十八年の診断書に基づきまして診断をして支給停止した、これは、二十八年度の診断書に基づいて当時の認定医が判定した結果、障害等級二級に該当する事実が確認できなかった、障害等級三級程度にとどまるというものであった、二十前障害の方につきましては三級相当

ですと支給になりませんので、支給停止としたというものでございます。

○尾辻委員 過去にこの原告たちが障害年金を受けてきたということの整合性ですね。一型糖尿病は症状が改善されるわけではありませんから、この部分について、過去にちゃんと同じように診断書を出して受けてきた、しかし今回は停止された、この整合性はどうか説明されるでしょうか。

○高橋政府参考人 障害年金の認定は、あくまでもそのときの診断書に基づきまして、そのときの診断基準に基づき、またそのときの認定医の医学的知見をもって判断するというものでございまして、前回の認定に拘束される、そういうものではなくて、その都度定期的にその時点の判断を行う、こういうものでございます。

○尾辻委員 ただ、同じような症状の診断書をずっと出し続けて、平成二十八年、二〇一六年のときは支給停止になった、これは私はやはりおかしいと思うんですね。

ちよつと確認ですけれども、この間に認定基準が何か変わったからこの方々は支給停止になったんでしょうか。

○高橋政府参考人 本件の方について言えば認定基準の変更に伴うものではございませうで、あくまでも認定基準に照らして判断した結果でございませう。

そうしますと、以前の認定がどうだったのかという御疑問かと思えますけれども、以前の認定、二十八年より前の認定が二級と判断されていた、その判断が認定基準に対して緩やかであったので

はないか、こういうこともあるかもしれませうけれども、あくまでも二十八年の時点では、その時点としての適切な判断を行ったというものでございませう。

○尾辻委員 その当時適切な判断を行ったということですが、例えばこの原告らの年金事務所にある障害状態認定調書を見ると、認定記載欄は空欄なんです。何も書かれていない。つまり、支給停止を決めた障害状態認定調書、空欄なんです。この部分が。ということは、そもそも支給停止した時点で詳しい理由など考えていなくて、後づけで今理由を考えた、こういうふうはこの証拠からは思わんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○高橋政府参考人 障害の状態を審査いたします際には、その内容を記載する障害状態認定調書とこの調書を作成いたします。

しかしながら、この調書は、判断した内容を全て記載する、そういう性質のものではございませうで、あくまでも診断書を判断して、その認定の結果ですとか、あるいはその方の氏名ですとか資格状況ですとか、こういうものを整理する調書でございまして、そういう意味で、これの所見欄についての記載は余り事細かにするものではありませんけれども、その時点におきまして、診断書に基づいた適切な判断、しっかりした理由に基づいた判断を行ったものでございます。

○尾辻委員 でも、ここには全く理由が書かれていないわけですよ。この時点で理由を付してやったというふうには私は思えないということを指摘

しておきたいと思えます。

そして、やはりこれは継続性の問題がすごくあって、今までずっと、長い方だと十六年間で、障害年金をずっと受けられたわけなんです。もう御承知のとおり、一型糖尿病は、膵臓のβ細胞が破壊されることによってインスリンが枯渇する病気ですから、障害程度の改善というのは考えられないわけです。

さらに、この翌年になりますけれども、東京に集約した後、平成二十九年、二〇一七年の更新に關しては、大量支給停止問題があつて、昨年、厚生労働大臣は国会で、障害状態の変化がなければ障害年金の支給を継続するというふうに答弁をされているわけです。

今回の原告の人たちも、やはりこの基準を当てはめるべきじゃないかと思うんです。障害状態の変化がなければ支給を継続する、こういうふうにして、しっかりと一件一件丁寧に審査して、またその前のときの認定医の総合判断を踏まえるとか、こういうことをしなければいけないと思うんです。こういうことはされたんでしょうか。

○高橋政府参考人 御指摘いただきました昨年の国会での大臣答弁でございませぬけれども、これは、日本年金機構での障害基礎年金の審査事務が都道府県ごとの事務センターから中央の障害年金センターに集約されたことに伴ひまして、認定医も事務局体制も一斉に変更されたという特別な事情があることから、その集約前の前回の認定も認定医が医学的に総合判断したものであること等を踏まえて、医学的な総合判断を行い、審査を行うこと

としたということを述べたものでございます。

今般の原告の方々につきましては、障害年金センターへ審査事務を集約するよりも前に、都道府県ごとの事務センターにおきまして支給停止等の決定を行った方々でございませぬ。

このため、障害年金センターに集約されたことに伴う特別な事情があるものではございませぬで、前回の審査を行った認定医の総合判断を踏まえるといった審査は行っておりませぬで、診断書などに記載されました事実に基づきまして適切に審査を行ったものでございませぬ。

○尾辻委員 ただ、年金をとめるということであれば、やはりその前の認定医の総合判断とかも聞かなくてはいけないと私は思うんですね。

患者さんたちにとつたら、この集約後の平成二十九年、二〇一七年の更新の人はそのまま継続で認められて、その一年前の人だったら継続が認められない、これは余りに不合理じゃないかと、大臣、私は思うんですね。一年違うだけで、いける人と、一年前だったら障害年金を受けられない、これは非常に不合理だと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 ただいま年金管理審議官からもお話をしたところでありますが、平成二十九年度に障害の程度の再審査を行った方々は、平成二十九年四月に都道府県ごとの事務センターから障害年金センターに障害基礎年金の審査事務を集約したことに伴って、認定医も事務局体制も一斉に変更されたという特別な事情がありますので、集約前の前回の認定も認定医が医学的に総合判断した

ものであること等を踏まえて医学的な総合判断を行い、審査を行うこととしたものであります。

一方、今般の原告の方々については、障害年金センターへ審査事務を集約する前の平成二十八年度に都道府県ごとの事務センターにおいて支給停止などの決定を行った方々でありますので、この取扱いの対象とはしていかないものであります。

平成二十八年度に障害の程度の再審査を行った方々と平成二十九年度に行った方々は、その意味で事情が異なるのでありますので、それぞれ適切に判断を行ったものと考えております。

○尾辻委員 ただ、結果的に、不平等が生まれているわけなんです。

例えば、原告の方で、夫婦の方がいらつしやいます。夫の方は、二〇一七年、平成二十九年だったから年金は一応、同じ一型糖尿病で、支給継続になつて、妻の方は、平成二十八年、二〇一六年だったから不支給になつていらっしゃるんですよ。同じ夫婦で一型糖尿病なのに、片一方は年金を受けられて、片一方は年金を受けられない、こういうことが実際に生じているわけです。

これを生み出しているのは、厚労省の都合だと私は思うんですね。本人の状況は変わらないのにいきなり年金支給を停止するというのは、私は、どう見てもやはりおかしいと言わざるを得ないと思います。不支給の判断を見直して、速やかに支給するように強く求めておきたいと思ひます。

さらに、一型糖尿病についても一問、大臣にお聞きしたいと思います。

もともと、一型糖尿病は根治しない、合併症も

ある、また低血糖、高血糖による昏睡もあるという事です。特に一型糖尿病は小さいころに発症される方も多いので、小児慢性疾患医療費助成制度の対象になっていきますけれども、二十を超えると、これらの医療助成が何もなくなくなってしまいます。障害者雇用率の対象外、就労支援作業所の利用もできないということで、これを患者会の皆さんからも指定難病にしてほしいという声も上がっていますし、糖尿病学会からも医療費負担の軽減制度の要望が出ているというふうに聞いています。そろそろこの一型糖尿病についても医療費負担を軽減することをやはり検討すべきだと思います。大臣、いかがでしょうか。

○宇都宮政府参考人 まず、手続についてお答えさせていただきます。

難病法に基づきます医療費助成の対象となる指定難病につきましては、発病の機構が明らかでない、あるいは治療方法が確立していない、長期の療養を必要とする、患者数が人口の〇・一％程度に達しない、客観的な診断基準等が確立している、これら全ての要件を満たす疾病について、厚生科学審議会の意見を聞いて厚生労働大臣が指定することとされているところでございます。

具体的には、関係学会や研究班からの提案を受けて、厚生科学審議会指定難病検討委員会におきまして、医学的見地から検討を行っているところでございます。

お尋ねいただきました一型糖尿病につきまして、平成三十一年度に追加する疾病の候補として、小児科学会より御提案を受けました。そして、指

定難病検討委員会におきまして審議を行った結果、診断に関しまして、先ほど申しました五つ目の基準の、客観的な診断基準が確立しているとの要件を満たしておらず、現時点においては指定難病の要件を満たしていないと判断されたところでございます。

ただし、一型糖尿病も含めまして、要件を満たしていないと判断された疾病につきましても、必要に応じて、厚生労働科学研究費補助金難病疾患政策研究事業等で当該疾病に係る研究を支援することとしていただいております。研究を通じまして指定難病の各要件を満たすかどうか検討を行うに足る情報が得られた段階で、また関係学会や研究班から再度御提案いただいで、委員会でも御議論いただくこととなるというところでございます。

○尾辻委員 結局、この問題がなぜ、例えば障害年金のことの不支給が問題になるかというところ、やはりなかなか働けないという現状があつて、こうやって年金がやはり生活の糧になるということ、そして医療費もかかるということ、この現状をそのまま放置していいのかということだと思います。この辺、医療費の助成とか難病指定とか、この指定難病についてもしっかりと進めていただきたい。学会からも要望が出ているんですから、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に、生活保護の引下げのことについてお伺いをしたいと思います。

この前、高橋委員もちょうど、二〇一三年、平

成二十五年の生活保護費の引下げの手法について聞かれていたと思います。私自身は、このとき使われた計算方法はやはり不適切であった、誤りであったというふうに思っております。そのことについてきょうは聞いていきたいというふうに思います。

まず、確認をしていきたいと思えます。生活扶助相当CPIという事ですけれども、これは、もともと、二〇一三年の生活保護基準改定の際に厚生労働省によって考案された消費者物価指数の一種であり、総務省統計局が毎年作成する消費者物価指数のうち、生活扶助に該当しない品目を除いた品目をを用いて作成されたということではないかどうか、イエスカノーかだけでお答えください。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘になりましたように、生活扶助相当CPIといえますのは、品目別の消費者物価指数のうち、生活扶助以外の他扶助で賄われる品目や、原則生活保護受給世帯には費用負担が生じない品目を除いて、厚生労働省で算出したものでございます。

○尾辻委員 そのとおりか、そのとおりでないかで結構ですので。間違えていた場合は足してください。

更に確認しますけれども、この生活扶助相当CPIは、二〇〇八年から二〇一〇年まではパーシエ式で、そして二〇一〇年から二〇一一年はラスパイレ式で算定されているということでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

今議員御指摘になりましたように、平成二十年から二十二年分につきましては、さかのぼるという意味で、いわゆるパーシェ方式、二十二年から二十三年につきましては、いわゆるラスパイレ方式と同じというふうに言えるということでございます。

○尾辻委員 その結果、こういうふうになつた指数によるもので計算されたものを合算してどうか比較して、生活保護世帯の物価下落率が四・七八%になつたから生活保護を引き下げた、これでよろしいですか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。議員御指摘のとおりでございます。

○尾辻委員 では、今度は総務省統計局に聞きまされども、そのときの総務省の消費者物価指数二〇〇八年から二〇一一年までの物価下落率は二・三五%、これでよろしいでしょうか。

○佐伯政府参考人 お答えします。

二〇一〇年平均を一〇〇とする二〇一〇年基準で消費者物価指数を見ると、二〇〇八年平均は一・二・一、二〇一一年平均は九九・七となり、下落率を計算すると二・三五%となります。

○尾辻委員 総務省統計局が使っている消費者物価指数、この作成方法について聞きますけれども、これはラスパイレ方式で、五年ごとに接続をする、こういうことでよろしいでしょうか。

○佐伯政府参考人 御指摘のとおりです。

○尾辻委員 なぜラスパイレ方式でやっているかということですが、これは、国際基準、I

L〇労働統計会議で採択された方法だということに合っているかどうかと、さらには、総務省統計局が作成する消費者物価指数はパーシェ指数は使われていないかどうか、この二つを確認させていただきます。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

消費者物価指数の作成方法につきましては、国際労働機関、ILOが二〇〇三年十二月の第十七回国際労働統計家会議で決議を行っております。我が国の消費者物価指数は、この決議及びあわせて作成された国際的なマニュアルに沿って作成しております。

ただ、決議及びマニュアルには算式についての指定はないということですが、日本では、主要国と同様にラスパイレ方式が用いられております。

○尾辻委員 確認します。パーシェ指数はこの中では使われていないということですか。

○佐伯政府参考人 済みません。

使われておりません。

○尾辻委員 一般的にですけれども、ラスパイレ指数とパーシェ指数を比較した場合、パーシェ指数の方が下落率が大きくなる傾向がある、これは合っていますか。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

ラスパイレ方式消費者物価指数は、基準時の物価水準を一〇〇として、基準時の購入数量を固定的にウェイト算定に用いて作成するものであります。他方、パーシェ式は、直近時の購入数量をウェイト算定に用いて作成するものとなっております。

す。

一般に、消費者が合理的な行動をとれば、価格の下落した品目の購入数量は相対的に大きくなることから、パーシェ指数はラスパイレ指数より低目に推移する傾向があるとされております。

○尾辻委員 つまり、今回の計算ではパーシェ指数が使われ、それは下落率が大きくなる傾向があるということを確認しました。

日本でパーシェ式が用いられている指数は、実はGDPデフレーターというのがあります。しかし、このGDPデフレーターも、実は今回厚労省がとつたのは固定基準年方式なんですけれども、連鎖型というのが採用されているわけです。

なので、ちよつと内閣府に聞きますが、固定基準年方式が廃止されて連鎖型に変わったのはなぜかということをお答えいただきたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 指数算式についてお尋ねがございました。

固定基準年方式によりデフレーターや実質値は、基準年から離れるにつれ、固定した基準年の価格や数量のウェイト構造が次第に不適切なものになり、バイアスがかかる傾向があり、一方、連鎖方式は、前年を基準として指数を接続していく方法であり、最新のウェイト構造が反映されるため、バイアスはほとんど生じないということが知られております。

このため、国民経済計算の国際基準では、デフレーターと実質値の指数算式において連鎖方式を採用することが勧奨されております。

我が国におきましても、こうした国際基準に準

拠すべく、平成十六年十二月八日より、固定基準年方式から連鎖方式へと移行したところでございます。

○尾辻委員 ですので、内閣府でも、やはり固定基準方式だと下降バイアスが大きいから、連鎖型に変えたんですね。

しかしながら、厚労省のやり方というのは固定基準年方式ということになっているんだ、つまり、内閣府も使わない方式を使ったということを確認をさせてもらいました。

次に、厚労省にお聞きしますけれども、厚労省は四・七八%の物価下落、総務省統計局は二・三五%と、数字が異なっております。この主な原因はどこにあるんでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

生活扶助相当CPIと総務省の消費者物価指数につきましては、それぞれの算出に当たりまして、対象となる品目、さらに、品目及びウエートの基準年が異なっているところがございます。

具体的には、まず、対象となる品目につきましては、生活扶助相当CPIが、冒頭で申し上げましたように、幾つかの品目を除いて算出しているのに対して、総務省の消費者物価指数は、そのような品目の除外は行っており、全ての品目を対象としている、それが一点目でございます。

次に、二点目でございますけれども、品目及びウエートの基準年につきましては、生活扶助相当CPIが平成二十年と平成二十三年ともに当時最新の平成二十二年基準の品目及びウエートを使用して算出しているのに対して、総務省の消費

者物価指数につきましては、平成十七年基準の品目及びウエートを使用して算出している。

以上のように、厚労省の生活扶助相当CPIと総務省の消費者物価指数は、対象となる品目及びウエートの基準年が異なるため、算出結果が異なっているものと考えております。

○尾辻委員 じゃ、ちよつと計算を一遍していただきたいと思うんですけども、まず、品目が違うというところがありますから、これを同じ品目にして、つまり、同じように、総務省のやり方、総務省のラスパイレシ指数を用いて、ラスパイレシ指数を用いて、生活扶助相当品目のウエートで二〇一〇年基準で接続をした場合、消費者物価指数を算定するということはできるかというのを厚労省にお聞きしたいと思います。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

厚生労働省が算出したしました生活扶助相当CPIは、できる限り直近の消費実態を踏まえながら、極力異なる期間における物価変動の影響のみを反映させる観点から、当時の最新データであった平成二十二年の品目及びウエートを用いて指数を算定したものでございますので、御指摘のような方式により算出することは適当でないと考えております。

ただ、平成二十五年の保護基準の見直しに関する訴訟におきまして、原告の方々が、今議員御指摘になりました接続係数を用いた、ラスパイレシ方式によって生活扶助相当CPIを算出した場合の下落率はマイナス二・二六%になる旨の主張を行っていることは承知しております。

○尾辻委員 その計算自身が合っているかどうか、適当であるかどうかということについて確認したいと思えます。二・二六%、原告の方の数字です。

○谷内政府参考人 お答えいたします。数字としては合っているというふうに承知しております。

○尾辻委員 つまり、やはり、計算方法が違うことによって、非常に高い物価下落率になったということになるわけです。

まず、厚労省として、このラスパイレシ式の場合の下落率というのは、その当時、計算していたんでしょうか。

○谷内政府参考人 厚生労働省といたしましては、当時、平成二十五年の生活扶助基準の見直しに当たりましては、デフレ傾向にもかかわらず、平成二十年以降生活扶助基準が据え置かれていたことを踏まえまして、平成二十年から当時最新の平成二十三年までの生活扶助品目のみを勘案した物価変動分を給付水準に反映することとしたものでございまして、議員御指摘のような数字につきましては、当時は、基本的には反映することとしない判断とした状況でございます。

○尾辻委員 計算はしていたんでしょうか、していなかったんでしょうか。

○谷内政府参考人 当時、そういった計算をしていないというふうに承知しております。

○尾辻委員 そして、この二〇一〇年ウエートを用いて二〇〇八年をパーシェ指数によってやめたという、この計算がパーシェ式だということはわかっていたんでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

いわゆるさかのぼって計算するというところで、そういった意味で、パーシエ方式だということは認識していたと承知しております。

○尾辻委員 今、るる、このとき、どういふふうにして計算されたのかということを知りたい。聞いてきたわけですけども、まずは、総務省統計局が採用するラスパイレス式ではないということ、つまり、そこはILOとかにも規定されているような計算方式ではなかったということがわかってきているわけですね。

ですので、本当にこの四・七八という物価下落率が事実なのか、計算として合っていたのかということと考えると、これはやはり、私は違うんじゃないかと思うんですよ。ラスパイレス式だと二・二六%だったということも、ここでわかっているわけですね。四・七八と二・二六は全然違うわけですね。

つまり、あのとときの引下げは、計算方式が間違っていたからこういうような大幅な引下げになった。つまり、厚労省はやはりおかしかったんじゃないか、そこを指摘しておきたいと思えます。

次にゆがみ調整もやりたかったんですが、これはちよつと時間が足りませんでしたので、次回、もう一つあるゆがみ調整のことについてお聞きしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。